

12月2日現在の選挙人名簿登録者 数(定時登録)などが確定

□選挙人名簿登録者数

男性 7 万8,576人、女性 8 万3,773人、 計16万2,349人

前回定時登録者数と比較すると、男性 23人増、女性98人増、計121人増加し ています。

□今回の定時登録の要件

①日本国民 ②平成7年12月2日以前 に出生 ③12月1日現在、引き続き3 カ月以上本市に居住している(他市区町 村から転入した場合は、9月1日までに 本市の住民基本台帳に記載)

□在外選挙人名簿登録者数

男性112人、女性113人、計225人

□在外選挙人名簿登録の要件

①既に当該名簿に登録されていない ②登録申請時に満20歳以上 ③日本国 民 ④当該名簿の登録申請に関し、その 者の住所を管轄する領事官の管轄区域内 に引き続き3カ月以上住所がある

◆選挙管理委員会事務局保

 $(\mathbf{m} 042 - 438 - 4090)$

シルバーピア生活協力員

□人数 1人

場オーシャン・ハウス(保谷町6-10-23)

囚シルバーピア(高齢者集合住宅)の生活 協力員室で、入居者の安否確認・病気な ど緊急時の対応・連絡などを行う(常駐)。 ※生活協力員住戸は3DK(約71㎡)

□資格 次の全てに該当する方

①市内在住・在勤(在勤の場合は、都内 在住の成年者であることが住民票で証明 できること) ②シルバーピアに設置し た生活協力員住宅に居住できる ③高齢 者福祉と生活協力員の仕事に理解と熱意 を有する ④現に同居、または同居しよ うとする親族がある ⑤おおむね30歳 以上60歳未満 ⑥持ち家がない ⑦申 込者・同居家族が暴力団員でない

- □謝金 月額15万3,000円
- □家賃 全額補助
- □募集要項 12月15日以~25日金に高 齢者支援課(保谷保健福祉総合センター 1階・田無庁舎1階)で配布
- ※市IPからもダウンロード可
- 申高齢者支援課(保谷保健福祉総合セン ター1階)へ持参
- ※詳細は、募集要項をご覧ください。
- ◆高齢者支援課保(☎042-438-4028)

その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にあり がとうございました。

- ★匿名(10万円)
- ★間 誠 様(5万円)
- ★ひばりヶ丘南北会様(56万5,000円)

傍 聴 教育委員会

- 聞12月22日以午後2時
- 場防災センター
- 内行政報告ほか
- 定10人
- ◆教育企画課保(☎042-438-4070)

傍 聴 審議会など

■中原小学校建替協議会

- **時**12月17日(木)午前10時
- 場防災センター
- 定10人
- ◆教育企画課保(042-438-4070)

■社会教育委員の会議

- 聞 12月21日(月)午後 2 時~ 4 時
- 場保谷庁舎3階
- 四今後の活動
- 定 5人
- ◆社会教育課保(☎042-438-4079)

■行財政改革推進委員会

- 問12月22日似午前9時
- 場田無庁舎3階
- 四公共施設等総合管理計画ほか
- 這5人

■地域公共交通会議

- 閱 12月24日休午後 2 時~ 4 時
- 場保谷庁舎別棟
- 内はなバスのルートなど見直し
- 定 5人

■男女平等推進センター企画運営委 員会

- 時平成28年1月7日休午後6時
- 場住吉会館ルピナス
- 內平成27年度男女平等参画情報誌 編集・啓発事業の企画ほか
- 定 3人
- ◆協働コミュニティ課 $(\bigcirc 042 - 439 - 0075)$

議員の寄附行為は <u>禁止されています</u>

議員は、選挙区内の方にお金や物 を贈ったり、時候の挨拶状(答礼の ための自筆によるものを除く)を出 したりすることを禁止されています。 実費が伴う行事や会費が必要な催 しを案内する際には、会費を明示し てください。

◆議会事務局 Ⅲ (☎ 042-460-9860)

平成28年版 いこいーな 年賀状が できました!

HAPPY NEW & YEAR 2016

西東京市マスコットし キャラクター[いこいーな]の平成 28年版年賀状ができました。

市IIIからダウンロードできます。

市民の皆さんの意見をお寄せください

市の重要な政策を策定する際に、原案を公表して広く市民の皆さんから意見を求 め、いただいた意見を考慮しながら政策を決定します。

事案名 地域防災計画修正(素案) ◆危機管理室保(☎042-438-4010) 災害対策基本法の改正や東京都地域防災計画などの修正を踏まえ、市では「西東京市地域防災計画」の修正を進めており、パブリックコメントを 策定趣旨 実施し皆さんのご意見を募集します。 12月16日例から、情報公開コーナー(両庁舎1階)・市品 閲覧方法 対象 市内在住・在勤・在学者、市内に事務所または事業所がある法人・団体 提出期間 12月16日(水)~平成28年1月15日(金)(必着) ①持参(防災センター5階) ②郵送(〒202-8555市役所危機管理室) 提出方法 ③ファクス (140042-438-2820) ④市田から 検討結果 平成28年3月(予定) の公表

※匿名意見は受け付けませんので、意見提出の際は、住所・氏名を必ずご記入ください。 ※ご意見には個別に回答しません。

🛂 寄せられた意見の概要や市の検討結果を 川 お知らせします 検討結果

下記の一覧表は、市民の皆さんからお寄せいただいた意見を要約し、市の考え 方をまとめたものです。

全文は、情報公開コーナー(両庁舎1階)・市中をご覧ください。

(仮称)いじめ防止対策推進条例の骨子について ◆教育指導課保(☎042-438-4075)

【公表日】11月2日 【意見募集期間】8月20日~9月17日 【 意見件数 】25件(6人)	
お寄せいただいた意見	検討結果
当該児童が苦痛を感じていることが発覚した先の対策は、周囲の社会が取り組むべき課題であり、当該児童等はまず何よりもそこから逃れ、守られることを明記すべきである。 (件数: 1件)	いじめを受けた児童等がその場から逃れ、守られることについては、骨子(1)①目的および②の基本理念に、「いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守る」こととしています。
この度の条例の計画に当たり、西東京市内の子どもたちがいじめにあうことなく、いじめにより日常生活を行うことが困難になることが少しでもなくなり、笑顔の絶えない街になることを望む。 (件数: 1件)	今後も、いじめに関する未然防止・早期発見・ 早期対応に努めます。
基本方針が策定されるまでのスケ ジュールを明らかにしてほしい。 (件数: 1件)	「(仮称)西東京市いじめ防止対策推進条例」 制定後、速やかに策定します。
「いじめの禁止」について、実際にいじめが行われた時の対応、いじめが発覚した時の対応が書かれていない。 (件数: 1件)	いじめ防止に向けた具体的な内容については、条例制定後に策定する「西東京市いじめ 防止対策推進基本方針」の中で検討します。
「いじめに係る協議会等」には、現場の教職員や保護者が参加するようにすべきである。 (件数: 1件)	骨子(4)③学校及び学校の教職員の責務である、「教職員は児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処す

(平成28年4月1日付採用) 回 ※市IPからもダウンロード可 すべきである。 (件数:1件)

□第1次試験日

平成28年1月24日(全試験共通)

□試験案内の配布

- 時平成28年1月4日(月)まで
- 場職員課(田無庁舎5階)・保谷庁舎総 合案内(保谷庁舎1階)
- ※受験資格など詳細は、試験案内で必ず ご確認ください。
- 🖶 平成28年 1 月 4 日(月) (消印有効) まで に、〒188-8666市役所職員課へ郵送
- ◆職員課Ⅲ(☎042-460-9813)

□試験区分 採用予定数 受験資格 -般事務 I 類 昭和61年4月2日~平成6年4月1日に生まれ、 (大学卒程度) 身体障害者手帳の交付を受けている方 あ障身 一般事務Ⅱ類 | 平成2年4月2日~平成8年4月1日に生まれ、 (短大卒程度) 身体障害者手帳の交付を受けている方 方のに 平成4年4月2日~平成10年4月1日に生まれ、 -般事務Ⅲ類 各若干名 (高校卒程度) 身体障害者手帳の交付を受けている方 建築技術Ⅰ類 昭和51年4月2日~平成6年4月1日に生まれた方 (大学卒程度) 昭和51年4月2日以降に生まれ、保健師免許をお持 保健師I類 (大学卒程度) ちの方 昭和61年4月2日~平成6年4月1日に生まれ、保 保育士 I 類 育士の資格をお持ちの方(平成28年3月31日までに 1人程度 (大学卒程度)

取得見込みの方を含む)

(仮称)個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の概要 ◆情報推進課冊(☎042-460-9806)

るための対策を講じなければならない」こと

(4)4)保護者の責務である、「保護者は市、教 育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等 のための措置にも協力ができるようにしま

す。」にのっとり、適切に対応します。

【公表日】12月4日 【**意見募集期間**】10月9日~11月9日 【**意見件数**】2件(1人)

お寄せいただいた意見	検討結果
DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者情報の共有を庁内連携・団体内他機関連携・独自利用のどれで対応するのか。どういう風に何を適用するかを明確にすべき。(件数: 1 件)	番号法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、マイナンバー(個人番号)を利用できる事務の範囲を定めるものであり、DVなどの理由により支援が必要な方に関する情報の共有について規定するものではありません。
住民基本台帳法第11条第1項の閲覧について、この条例の各条文規定に当てはまるのか。当てはまらない場合の根拠が知りたい。 (件数:1件)	当該条例は、番号法第9条第2項に基づき、 個人番号を利用する事務について規定する ものであり、住民基本台帳法第11条第1項 に規定する住民基本台帳の閲覧には当たり ません。